

# 仙北市行政改革 集中改革プラン

平成18年3月

仙北市

## 目次

1 集中改革プランの位置付け	1
2 事務事業の再編・整理、廃止・統合	1
3 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）	2
4 定員管理の適正化	3
5 給与構造の改革をはじめとする給与の適正化 （給与構造の改革、退職手当、管理職手当等諸手当の見直し等）	4
6 市の出資法人等の見直し	5
7 経費節減等の財政効果	5
8 地方公営企業の経営健全化	7

## 1 集中改革プランの位置付け

昨年9月に、角館町、田沢湖町、西木村の3町村が合併して誕生した仙北市では、合併協議で確認したスリムで簡素な行政組織を構築して、地方分権に対応し市民への行政サービスの提供できる効率的な行政運営を行うため行政改革に取り組んでいます。

町村合併という基本的な自治体としての枠組みの変化に対応しながら、各自治体の取り組んできた行政改革の施策も考慮しながら、さらなる深化、発展を図るため、「行政を経営する」という概念をより強く導入し、新たな行政手法を積極的に取り入れ、徹底した行政のスリム化を進めるとともに、地域の様々な主体が行政と協働して公共を担う新たな地域経営の構築を目指します。

また、総務省は、平成17年3月29日付けで「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行革指針）」を示しました。

この指針は、新たな行政改革大綱等の策定又は従来の行政改革大綱の見直しと、行政改革大綱に基づき具体的な取り組みを集中的に実施するため、次に掲げる事項を中心に平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取り組みを住民にわかりやすく明示した計画（集中改革プラン）を平成17年度中に公表することを求めています。

### < 集中改革プランに掲げる事項 >

事務・事業の再編・整理、廃止・統合 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。） 定員管理の適正化 手当の総点検をはじめとする給与の適正化 （給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等） 第三セクターの見直し 経費節減等の財政効果 その他
--

これら新地方行革指針において示された事項は、行政改革の経営理念に基づき、仙北市が平成21年度までに集中的に取り組む改革項目の基本的な考え方や取組目標などを住民によりわかりやすく説明するため集中改革プランを策定するものとし、国が求める趣旨の計画として位置付けるものとします。

また、新地方行革指針では、地方公営企業についても、同様に集中改革プランを公表することを求めていることから、市の地方公営企業（病院事業、下水道事業、水道事業、介護サービス事業等）に係る事業についても、集中改革プランに盛り込むものとします。

本プランにおける「地方公営企業」の範囲には、公営企業法非適用会計である下水道事業及び介護サービス事業を含むものとします。

## 2 事務事業の再編・整理、廃止・統合

財政状況がますます厳しくなっていく中で、これからの行政経営は、現状を正しく見据え、真に必要なとされる市民ニーズ、社会の課題を的確に把握するとともに、中長期の財政見通しのもと、限られた経営資源を最大限に活用し、何に重点的に資源配分すれば町村合併の理念が目指す将来像の実現に結びつく成果が得られるか、という視点に立ち、政策、施策、事務事業を再構築していくことが求められています。

そこで、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平の確保、行政効率等に配慮しながら、行政評価システム等の活用により、全ての政策、施策、事務事業について検証を行い、選択と集中によるメリハリをつけた財源配分を図るとともに、民間委託の推進、補助金の整理合理化など歳出全般の効率化と事務事業等の統廃合を含めた抜本的な見直しを進めます。

### （行政評価システムの活用）

総合計画の進行管理や予算編成等と密接にリンクさせ、限られた経営資源を最適に配分し、最大の効率で運用する仕組みとして、仙北市の実情に即した行政評価システムを確立し、Plan（計画）- Do（実施）- Check（評価）- Action（改善）の行政マネジメントサイクルの中核に位置付け、効果的に活用

していきます。

また、P D C Aサイクルの各過程において市民等の意見を反映する仕組みを構築し、行政がいま何を目標にして、なぜこの施策や事務事業を選択しているのかについて、市民にわかりやすく説明するとともに、適切な評価を受け、その意見や提言などをもとに改革・改善を進め、次のプランに反映させていく新たなマネジメントシステムを構築します。

なお、行政評価システムについては、平成20年度からの本格的な導入を目指し、平成18年度に検討を行います。

### 3 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）

公共サービスは、市場経済や社会の成熟化に伴い、市民、N P O、企業など、民間部門で供給できる範囲が拡大してきています。また、都市型社会が進展し、市民ニーズが質・量ともに拡大・多様化してきている中、それら全てを行政が提供することは困難な状況になってきています。

これらを受けて仙北市では、厳しい財政状況の中、限られた経営資源を最大限に活用して、質の高いサービスの提供や効率的な行政運営を実現し、市民満足度の向上を図るため、「民間に委ねることができるものは民間に委ねる」を基本に、外部の知識や技術、効率性等のメリットを積極的に活用していきます。

さらに、「顧客」としての市民サービスの向上を目指すとともに、経営的な視点からコストの縮減を図るため、これまで取り組んできた外部委託に加え、指定管理者制度の活用やN P O等との協働などを含めたアウトソーシングを積極的に推進します。

#### (1) 公の施設についての取組目標

平成16年度末時点における実績

ア 指定管理者制度導入済み施設数 2施設

イ 業務委託実施済み施設数 20施設

平成17年度～平成21年度までの5年間の取組目標

(指定管理者制度導入予定施設)

観光情報センター 角館駅前蔵	平成18年9月
田沢湖観光情報センター フォレイク	平成18年9月
憩の場 スタシオン	平成18年9月
角館駅前駐輪場	平成18年9月
角館駅前ポケットパーク	平成18年9月
都市農村交流施設	平成18年9月
角館森林総合利用施設	平成18年9月
西宮家	平成18年9月
花葉館	平成18年9月
中川コミュニティ広場	平成18年9月
下延コミュニティセンター	平成18年9月
八割コミュニティセンター	平成18年9月
西木林業者等健康増進施設	平成18年9月
中心市街地活性化支援センター かつらぎ	平成18年9月
市民バス(スマイルバス)	平成18年9月
西木温泉ふれあいプラザクリオン	平成18年9月
総合技能センター	平成18年9月
角館工芸指導所	平成18年9月
縄文の森交流広場	平成18年9月
市民浴場 東風の湯	平成19年4月
自然ふれあい温泉館	平成19年4月
活性化施設 かたくり館	平成19年4月

現在、管理委託制度を導入している施設については、平成20年度末までは、現行管理受託者を指定管理者として指定するものとしていますが、平成21年度以降の指定管理者候補の選定にあたっては、原則として公募方式によるものとします。

また、上記の施設以外についても、順次指定管理者制度導入の可能性について検討を行い、導入すべき施設については、例規等の整備を含めて着手します。

(2) 公の施設以外の施設についての取組目標

平成16年度末時点における実績

ア 全部委託実施済み施設数 3施設

イ 一部委託実施済み施設数 6施設

平成17年度～平成21年度までの5年間の取組目標

サービス水準の向上と業務の効率化を図る視点に立ち、アウトソーシングの可能性を検討し、積極的に活用します。

(3) 各種業務における民間委託等の取組目標

職員が担うべき業務分野を明らかにするとともに、行政と企業、行政と市民やNPO等との役割分担を明確にし、民間でできるものは民間に委ねることを原則に、民間委託等を積極的に推進します。

行政内部管理業務のうち、定型的な単純業務などについては、市民サービスに支障が生じないように調査・検討を行いながら、順次委託化等を進めます。

平成16年度末時点における実績

ア 全部委託

本庁舎夜間警備、一般ごみ収集、ホームヘルパー派遣、在宅配食サービス

イ 一部委託

本庁舎清掃、公用車運転、保育所給食（調理、運搬）、学校給食（調理、運搬）、学校校務員事務、道路維持補修・清掃等、情報処理・庁内情報システム維持、ホームページ作成・運営

ウ 全部直営

案内・受付、調査・集計、総務関係事務（人事給与システム、福利厚生等）

平成17年度～平成21年度までの5年間の取組目標

・広報誌等の配付業務

・保育所給食

・学校給食

#### 4 定員管理の適正化

(1) 職員の定員管理の状況

仙北市職員数（平成17年9月20日現在）

総合計 948人

うち普通会計職員 510人

人口千人当たりの職員数

総合計 29.0人

うち普通会計職員 15.6人

算式 住民基本台帳人口（平成17年9月30日現在） 32,637人

職員数（平成17年9月20日現在）

(2) これまでの職員定員管理（平成11年度～平成16年度における実績）

仙北市は、昨年9月に誕生しましたが、その母体となっている3町村及び公衆衛生施設組合の職員定員管理計画の実績は次のとおりです。

4月1日職員数	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	増減数	増減率
全職員数	1,060人	1,047人	1,032人	1,013人	1,002人	984人	76人	7.2%
うち普通会計	651人	638人	537人	526人	522人	522人	129人	19.8%
うち公営企業等	409人	409人	495人	487人	480人	462人	53人	13.0%

増減数及び増減率は、平成11年4月1日と平成16年4月1日の職員数を比較したものです。

一部事務組合であった公衆衛生施設組合は、設立自治体である3町村が合併したため、仙北市の行政組織となりました。

### (3) 今後の職員定員管理の目標

仙北市では、今後10年間、いわゆる「団塊の世代」職員の大量退職を迎え、職員の約3分の1（約320人）が退職します。

この状況を、抜本的な組織変革に向けた好機と捉え、職員が担うべき業務分野を明らかにした上で、事務事業の廃止統合、アウトソーシングの推進を図るとともに、国の公務員制度改革の動向を見ながら、職員定数の適正化に努めます。

また、平成22年度までの数値目標を掲げた定員適正化計画に基づき、採用基準等を明確化するとともに、定員管理の適正化を進めます。職員定員の算定に当たっては、事務職、技術職、技能職等の退職者数等を勘案し、職員が担うべき事務事業の整理をゼロベースで行い、職員再任用制度などの活用のあり方、将来の組織を支える職員構造のあり方等を検討して、財政健全化と公共サービスの均衡を保ちながら、仙北市の特性を踏まえた適正な定員を設定するものとします。

次表のとおり、平成22年4月1日における普通会計職員数の数値目標は449人で、合併時の510人と比較して、61人、12.0%の減となります。

#### (職員数の抑制・削減計画)

4月1日職員数	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	増減数	増減率
全職員数	<sup>1</sup> 948人	930人	923人	914人	891人	873人	75人	7.9%
退職者数 <sup>2</sup>		23人	15人	19人	33人	28人	118人	-
採用者数		5人	8人	10人	10人	10人	43人	-
普通会計	<sup>1</sup> 510人	500人	495人	483人	462人	449人	61人	12.0%
公営企業等	<sup>1</sup> 438人	430人	428人	431人	429人	424人	14人	3.2%

<sup>1</sup> 平成17年の職員数は、合併時（平成17年9月20日）の職員数です。（参考：平成17年4月1日 954人）

<sup>2</sup> 「退職者数」の欄は、前年度中の退職者数です。

平成18年度以降は目標値を掲載しています。

増減数及び増減率は、合併時（平成17年9月20日）と平成22年4月1日の職員数を比較したものです。

## 5 給与構造の改革をはじめとする給与の適正化

### (給与構造の改革、退職手当、管理職手当等諸手当の見直し等)

#### (1) 職員給与の適正化

仙北市における職員給与については、国及び県における人事院又は人事委員会の勧告に合わせた給料表の改定、期末・勤勉手当等における支給基準の見直し、退職時の特別昇給の廃止、特殊勤務手当の見直しなどにより、給与の適正化に努めてきました。

職員の給与については、市民の納得と支持が得られる給与制度・運用・水準の適正化が求められていることから、今後も国・県の制度に準拠した適正な給与制度の運用を図るとともに、国における給与構造の改革を見据え、新たな給与制度の構築に努めます。

なお、次の事項については、特に重点的に取り組みます。

給料表の水準の引下げ

高齢層職員の昇給抑制措置

昇給時期を年1回に統一し、勤務成績が適切に反映される昇給制度の導入

諸手当の見直し（特殊勤務手当の見直し等）

技能労務職の給与の見直し（国の同種の職種との比較の実施、給料表の適正化）

## (2) 定員・給与の公表

定員・給与等の状況については、「仙北市人事行政の運営等の状況」として、市役所への掲示閲覧や市広報紙のほか、ホームページ上で市民等に公表します。

今後も、市民等が理解しやすいよう工夫を講じ、わかりやすい方法で公表するようさらに努めます。

## 6 市の出資法人等の見直し

仙北市が出資している第三セクターは、合併前の旧町村から引き継いだ10法人があり、このうち7法人が関与法人です。

これらの第三セクターには、主に公の施設の管理運営を行っている等業務内容が類似している法人が複数あります。そのため「(仮称)仙北市第三セクター経営改革指針」を平成18年度に策定し、他の出資者とともに第三セクターのあり方の検討を行い、平成21年度までに整理統合を含め経営健全化に積極的に取り組みます。

また、市が財政及び人的援助をしている仙北市社会福祉協議会をはじめとする外郭団体等については、平成15年度の地方自治法の改正により公の施設の管理運営が民間でもできる指定管理者制度が導入され、こうした変化や業務の実態、公共性等を踏まえて、外郭団体等の設立目的、行政目的の達成という面で果たしている役割、経営状況、実施事業内容等について、再度検証を加え、団体の独立性や自主性に配慮しながら、積極的な経営改革を促す必要があります。

国・地方を問わず、行財政の構造改革への取り組みを進めている中で、市と密接な関係を有する外郭団体等においても、職員数や給与・勤務条件の見直し、組織の見直し等を行うものとしします。

さらに、行政の関与のあり方について、公益性や事業の必要性、経営状況等の検討を行い、外郭団体等への職員派遣のあり方、補助金、委託料等の見直しを進めます。

出資比率が50%以上又は財政的支援を行っている法人

## 7 経費節減等の財政効果

合併前の3町村では、それぞれの行政改革大綱等に基づき、職員数の削減、給料・手当等の見直し、事務事業の整理合理化、使用料・手数料の見直しなどを進め、着実に経費節減等の財政効果を上げてきました。

しかし、右肩上がりの経済成長が終わり、市税収入等が伸び悩み、今後もその増加が期待できない中、公債費や扶助費などの経常的経費は、右肩上がりの肥大化を続け、政策的経費や投資的経費に充当可能な一般財源は減少の一途をたどっており、これまで以上に財政状況が厳しくなることが明白です。

さらに今後も現在の社会経済環境が継続した場合は、新たな市民ニーズに対応していくことはもちろん、既存のサービスを維持していくことさえ困難な状況になることが予想されます。

このため、仙北市の財政の見通しを明らかにするとともに、健全化目標を定め、歳入の確保や歳出の見直しへの対策を具体化するなど今後の財政運営の指針となる財政健全化計画を平成18年度中に策定し、全庁を挙げてこれに基づき財政構造の改善に取り組みます。

## (1) 平成11年度～平成16年度における実績

### 歳入関係

使用料・手数料の見直し

・平成16年度から保育料を見直しました。(効果額：約1,000万円)

### 歳出関係

人件費削減

#### ア 職員数削減

・職員が真に担うべき業務分野を明らかにし、退職不補充を進めながら、職員数の削減を図りました。

(普通会計職員数： 651人 638人 537人 526人 522人 522人 129人)

(効果額：約10億5,300万円) 丸数字は年度を表します。

#### イ 給与等削減

- ・職員給料の削減のほか、3役、教育長等の給与の削減、管理職手当の削減、時間外勤務手当の縮減、普通昇給停止年齢の引下げを行いました。  
(効果額：約1億7,300万円)

#### ウ 議員報酬の削減

- ・議員報酬の引下げを行いました。(効果額：約1,000万円)

#### エ その他人件費の削減

- ・各種委員報酬の改定、職員互助会補助金を廃止しました。(効果額：約3,100万円)

#### 補助金等の整理合理化

- ・納税組合完納報奨金の削減、納税組合補助金の削減、前納報奨金の廃止及び各種単独補助金の見直しを行いました。(効果額：約1億1,200万円)

#### 事務事業の整理合理化

- ・経常的経費の抑制を図るため、学校宿直業務の機械化、学校給食業務の委託、公の施設の管理委託、金婚式・敬老式の廃止、イベント行事の見直し、委託業務の一括契約を行いました。  
(効果額：約9,700万円)

#### 内部管理経費の見直し

- ・旅費支給規程の見直し、パート職員の雇用形態の見直しを行いました。  
(効果額：約4,200万円)

## (2) 平成17年度～平成21年度までの取組目標及び施策

### 歳入関係

#### 市税及び国民健康保険税等における収納率対策

- ・歳入の中核である市税収入の確保と一層の負担の公平性を確保するため、納期内納付を推進するとともに、担税力ある滞納者に対する滞納処分を強化し、早期着手、早期納付に向けた取り組みにより収納率の向上を図ります。

一般税(滞納繰越分を含む)	平成16年度 90.12%	平成21年度 92.00%
国民健康保険税(滞納繰越分を含む)	平成16年度 78.03%	平成21年度 80.00%

#### 使用料・手数料等の負担基準の確立と定期的な見直し

- ・受益者負担の原則に基づき、受益と負担の公平性を確保するため、使用料・手数料等の受益者負担基準を策定し、これに基づき使用料・手数料等の見直しを行うなど、適正化を進めます。

#### 市有財産の処分、貸付等の有効活用

- ・市民の貴重な財産である市有地や市有施設のうち、今後活用が見込まれない土地については売却を進め、財源の確保に努めます。また、事業予定地についても、目的の事業が行われるまでは貸付けるなど、引き続き有効活用を図ります。

### 歳出関係

#### 組織の統廃合

- ・小学校の統合(平成19年度、平成20年度)により、施設の管理経費を節減します。  
(効果額：物件費 2,100万円)

#### 施設等維持費の見直し

- ・施設管理業務の一括契約、類似施設の整理統合により、施設の管理経費を節減します。  
(効果額：物件費 600万円)

#### 補助金等の整理合理化

- ・納税貯蓄組合完納報奨金等の市単独補助金を見直します。  
(効果額：補助費等 7,400万円)

#### 内部管理経費の見直し

- ・臨時職員の削減、物品等購入・管理の一元化、事務機器の一括管理・契約、電算システムによるリース料の削減を行います。(効果額：物件費 5,100万円)

#### 事務事業の整理合理化

- ・行政事務連絡員の業務見直しによる報酬削減、イベント行事の整理見直しを行います。

(効果額：人件費 1,200万円、物件費 1,000万円)

#### 特別会計繰出金の抑制

- ・特別会計については、特定の目的のための経費を特定の収入をもって充てるという原則に基づき、経営の健全化、効率化や受益者負担の適正化などに取り組むことによって、国の繰出基準に基づく繰出金や市独自の財政支援としての繰出金の縮減に努めます。

#### 扶助費の見直し

- ・扶助費の性格を最大限考慮し、対象者の範囲の見極めや給付額の多寡など、総合的な観点から見直しを進めます。特に、国・県の水準以上のサービス(いわゆる上乘せ・横出し)を行っている事業について、抜本的に見直します。

#### 徹底的な無駄の排除とコスト削減に向けた全庁的な取組

- ・すべての課、すべての職員に共通する資料のコピーや消耗品の購入、会議の開催方法や連絡業務などに関して、職員の知恵や発想、提案等を取り入れながら、全庁的な「職場の行動計画」を策定し、徹底的な無駄の排除とコスト削減に、全職員が取り組みます。

#### 指定管理者制度の積極的な活用

- ・公の施設の設置目的が効果的、効率的に達成できることを主眼に置き、民間の能力やノウハウを活用しながら、市民サービスの向上や行政コストの縮減等を図るため、指定管理者制度の積極的な導入を図ります。

#### 事務事業の民間委託化等の推進

- ・職員が担うべき業務分野を明らかにするとともに、行政と企業、行政と市民やNPO等との役割分担を明確にし、民間でできるものは民間に委ねることを原則に、民間委託化等を積極的に推進します。

#### 定員適正化計画に基づく定員管理の適正化

- ・定員適正化計画に基づき、業務見直しや業務のアウトソーシングなどにより、市が直接行う業務量を縮小し、職員総数の抑制・削減を図ります。

(効果額：人件費 職員給 約17億円)

#### 社会福祉協議会をはじめとする外郭団体等の経営改革

- ・外郭団体等の自立的運営の推進を基本とする「(仮称)仙北市外郭団体等改革推進計画」を策定し、外郭団体等の効率化、活性化を図る一方、団体に対する仙北市のあり方などを見直します。

#### 補助金等の整理合理化

- ・補助金等は、その必要性と効果等について、行政評価システムの活用などにより、抜本的な見直しを行います。

## 8 地方公営企業の経営健全化

### 下水道事業

仙北市では、集合処理方式の公共下水道事業<sup>1</sup>を田沢湖生保内地区の一部と角館町市街地で、特定環境保全公共下水道事業<sup>2</sup>を田沢湖畔春山地区で、農業集落排水事業<sup>3</sup>を前郷地区、西明寺地区、西明寺南部地区、西明寺西部地区、桧木内地区、戸沢地区で、林業集落排水事業<sup>4</sup>を相内潟地区、中里地区で経営しています。

また、公共下水道事業及び集落排水事業計画区域以外で、戸別処理方式の浄化槽設置事業として、特定生活排水処理施設整備事業<sup>5</sup>を角館町地区、西木町地区で、個別排水処理施設事業<sup>6</sup>を西木町地区で経営しています。

1 公共下水道事業 主として市街地の下水を排除し、又は処理する事業

2 特定環境公共下水道事業 主として市街化区域以外の区域の下水を排除し、又は処理する事業

(自然保護下水道、農山漁村下水道、簡易な公共下水道の3つに大別される。)

3 農業集落排水事業 農業用排水の水質保全のため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する事業

4 林業集落排水事業 林業経営及び集落のし尿及び雑排水を集合して処理する事業

5 特定生活排水処理施設整備事業 浄化槽市町村整備推進事業として市町村が浄化槽の設置、管理運営を行う事業

6 個別排水処理施設整備事業 下水道や農業集落排水施設等により汚水等を集散的に処理することが適当でない

地域について個別浄化槽の整備を行う事業

○経営改革の推進（事務・事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進）

（１）平成16年度末時点におけるこれまでの経営改革の取組状況

収入増への取組

- ・基本使用料の引き上げ
- ・下水道未接続世帯への水洗化促進活動

民間委託の導入

- ・処理施設の維持管理委託

事務事業の見直し

- ・収納事務の水道事業への委託

（２）平成17年度～平成21年度までの5年間の経営改革の取組目標、目標の具体的な内容、取組時期

収入増への取組

- ・下水道未接続世帯への水洗化促進活動  
水洗化率の改善により下水道利用効果を高め、使用料収入の確保を図ります。

- ・使用料金の統一

民間委託の導入

- ・処理施設の維持管理委託

事務事業の見直し

- ・収納事務の水道事業への委託

○定員管理・給与の適正化

（１）定員管理の適正化

平成11年4月1日～平成16年4月1日までの定員管理の適正化実績

- ・市職員の枠組みに沿って適正化を図ってきました。

今後の定員管理の適正化の取組

- ・技術レベル等の低下が懸念されるため慎重に進める必要がありますが、市職員の枠組みに沿って適正化を図ります。

（２）給与の適正化

これまでの給与の適正化実績

- ・給料・手当の見直しについては、市職員の枠組みに沿って適正化を図ってきました。

今後の給与の適正化目標、目標の具体的な内容

- ・給料・手当の見直しについては、市職員の枠組みに沿って適正化を図ります。

（３）定員管理、給与の適正化の公表状況

平成17年度の公表実績

定員・給与等の状況については、「仙北市人事行政の運営等の状況」として、市広報紙のほか、市政資料コーナーやホームページ上で市民等に公表しています。

今後の公表の具体的な内容

今後も、市民等が理解しやすいよう工夫を講じ、わかりやすい方法で公表するようさらに努めてまいります。

## 水道事業・温泉事業

仙北市では、上水道事業を角館地区と生保内地区で経営しています。また、簡易水道事業を田沢地区、瀧地区、田沢湖高原地区、水沢地区、城廻地区、白岩地区、釣田地区、西長野地区、西明寺地区、瀧野地区、桧木内地区、西根地区、北部地区で経営しています。

また、田沢湖高原地区で温泉供給事業を経営しています。

上水道事業とは、計画給水人口5,000人以上の水道事業で、簡易水道事業とは、計画給水人口100人以上5,000人未満の水道事業のことです。

○経営改革の推進（事務・事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進）

- ( 1 ) 平成16年度末時点におけるこれまでの経営改革の取組状況
  - ・ 集金業務委託
  - ・ 料金未納者通知、給水停止通告書の送付
  - ・ 老朽配水管更新（漏水防止）
  - ・ 既設地区の加入者促進啓発
- ( 2 ) 平成17年度～平成21年度までの5年間の経営改革の取組目標、目標の具体的な内容、取組時期
  - ・ 有収率の向上  
収益の増加につながる漏水対策等維持管理を充実し、有収率の向上を図ります。
  - ・ 収納の向上  
収納対策の強化により収納の向上を図り、不納欠損処分を減少させ、公平性を確保するとともに、経営の健全化に努めます。

○定員管理・給与の適正化

- ( 1 ) 定員管理の適正化
  - 平成11年4月1日～平成16年4月1日までの定員管理の適正化実績  
市職員の枠組みに沿って適正化を図ってきました。
  - 平成17年4月1日～平成22年4月1日までの定員管理の適正化目標  
今後は、包括的な委託等を検討し、民間的経営手法の導入を進める中で、職員数の削減に取り組めます。
- ( 2 ) 給与の適正化
  - これまでの給与の適正化実績
    - ・ 給料・手当の見直しについては、市職員の枠組みに沿って適正化を図ってきました。
    - 今後の給与の適正化目標、目標の具体的な内容
    - ・ 給料・手当の見直しについては、市職員の枠組みに沿って適正化を図ります。
- ( 3 ) 定員管理、給与の適正化の公表状況
  - 平成17年度の公表実績  
定員・給与等の状況については、「仙北市人事行政の運営等の状況」として、市広報紙のほか、市政資料コーナーやホームページ上で市民等に公表しています。
  - 今後の公表の具体的な内容  
今後も、市民等が理解しやすいよう工夫を講じ、わかりやすい方法で公表するようさらに努めます。

経費節減等の財政効果

( 経営改革の推進、定員管理・給与の適正化 )

- ( 1 ) 平成16年度末時点におけるこれまでの実績
  - 収入関係 ・ 老朽管更新 約1,200万円
  - 支出関係 ・ 人件費削減（職員削減） 約2,100万円
- ( 2 ) 平成17年度から平成21年度までの5年間の経費節減等の目標
  - 収入関係 ・ 下水道使用料金徴収事務受託 約900万円

**病院事業**

仙北市では、田沢湖病院（診療科目：内科、外科、整形外科、循環器科、皮膚科、脳神経外科、神経内科、呼吸器科、アレルギー科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科）と角館総合病院（診療科目：消化器科、呼吸器・循環器科、神経精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、歯科）の2つの市立病院を経営しています。

○経営改革の推進

( 事務・事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進 )

- ( 1 ) 平成16年度末時点におけるこれまでの経営改革の取組状況

- ・入院基本料看護配置基準の変更
- ・差額ベッドの増床（6床）
- ・医事事務委託
- ・清掃業務及び冬季間除排雪業務委託

（2）平成17年度～平成21年度までの5年間の経営改革の取組目標、目標の具体的な内容、取組時期患者や地域の皆様に信頼される医療機関を目指し、以下のことを目標とします。

- 未収金の徴収対策
  - ・督促の強化と徴収担当者の配置
  - 料金の見直し
- ・施設基準（看護師比率の減算解除）による収入増
- ・初診料特定療養費の改正
- ・新たな施設基準取得による収入増
- ・新たな看護基準取得による収入増
- 未利用財産の売払い等
- ・医師住宅用地の売却
- 民間的経営手法の導入による事務事業費削減
- ・給食業務委託
- ・医事業務のパート職員化、一部委託

#### 定員管理・給与の適正化

（1）定員管理の適正化

市職員の枠組みに沿って適正化を図ります。

平成11年4月1日～平成16年4月1日までの定員管理の適正化実績

市立病院の職員数は次のとおりです。

4月1日	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	増減数	増減率
職員数	357人	355人	351人	348人	351人	340人	17人	4.8%

増減数及び増減率は、平成11年4月1日と平成16年4月1日の職員数を比較したものです。

平成17年4月1日～平成22年4月1日までの定員管理の適正化目標

業務量の増減や医療制度改革の影響を受けての対応となりますが、マンパワーが必要とされる職種であることから、医療事故の防止を考慮しながら、慎重に適正化を進めます。具体的な削減計画として、医療事務職員（4人）、給食業務職員（2人）としています。

（職員数：平成17年9月20日 330人 平成22年4月1日 324人 6人、1.8%）

（2）給与の適正化

これまで（平成11年度～平成16年度）の給与の適正化実績

- ・給料・手当の見直しについては、市職員の枠組みに沿って適正化を図ってきました。
- 今後（平成17年度～平成21年度）の給与の適正化目標、目標の具体的な内容
- ・給料・手当の見直しについては、市職員の枠組みに沿って適正化を図ります。
- ・期末勤勉手当支給率削減、寒冷地手当支給凍結（平成17年度）
- ・特殊勤務手当の減額及び廃止（平成20年度）

（3）定員管理、給与の適正化の公表状況

平成17年度の公表実績

定員・給与等の状況については、「仙北市人事行政の運営等の状況」として、市広報紙のほか、市政資料コーナーやホームページ上で市民等に公表しています。

今後の公表の具体的な内容

今後も、市民等が理解しやすいよう工夫を講じ、わかりやすい方法で公表するようさらに努めてまいります。

#### 経費節減等の財政効果

(経営改革の推進、定員管理・給与の適正化)

医業収益の増収に努め、医業収支の赤字が少しでも減少するよう経営努力を行います。

(1) 平成16年度末時点におけるこれまでの実績

- ・職員削減(効果額 9,900万円)
- ・入院基本料看護配置基準の変更(平成15年度、効果額 2,900万円)
- ・差額ベッドの増床(6床)(平成15年度、効果額 300万円)
- ・新たな施設基準の取得(平成16年度、効果額 5,200万円)
- ・医師住宅用地の売却(平成16年度、効果額 1,100万円)
- ・医事事務委託(平成15年度、効果額 800万円)
- ・清掃業務委託(平成15年度、効果額 800万円)

(2) 平成17年度から平成21年度までの5年間の経費節減等の目標

収入関係 引き続き医業収益の増に努めます。

未収金の徴収対策

- ・督促の強化と徴収担当者の配置(平成18年度、効果額 400万円)

料金の見直し

- ・施設基準(看護師比率の減算解除)による収入増(平成17年度、効果額 2,400万円)
- ・初診料特定療養費の改正(平成17年度、効果額 900万円)
- ・新たな施設基準取得による収入増(平成17年度、効果額 2億4,300万円)
- ・新たな看護基準取得による収入増(平成18年度、効果額 6,000万円)

未利用財産の売払い等

- ・医師住宅用地の売却(平成18年度、効果額 3,100万円)

支出関係

民間的経営手法の導入による事務事業費削減

- ・給食業務委託(平成17・19年度、効果額 800万円)
- ・医事業務のパート職員化、一部委託(平成19年度、効果額 2,400万円増加(職員削減による効果額 2,700万円 再掲))

人件費の削減

- ・職員数の削減(平成17・19年度、効果額 1億3,000万円)
- ・期末勤務手当支給率削減、寒冷地手当支給凍結(平成17年度、効果額 4,000万円)

## 介護サービス事業

仙北市では、特別養護老人ホーム「桜苑」「清眺苑」、介護老人保健施設「にしき園」、田沢湖在宅介護支援センター、角館在宅介護支援センターの介護サービス施設を運営しています。

○経営改革の推進(事務・事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進)

(1) 平成16年度末時点におけるこれまでの経営改革の取組状況

民間的手法の導入による事務事業経費削減

- ・清掃業務の民間委託(平成12年度)
- ・委託業務の一括発注(平成12年度)
- ・宿日直業務の民間委託(平成16年度)

(2) 平成17年度～平成21年度までの5年間の経営改革の取組目標、目標の具体的な内容、取組時期

民間的手法の導入による事務事業経費削減

- ・給食業務の民間委託(平成18年度)

○定員管理・給与の適正化

(1) 定員管理の適正化

平成11年4月1日～平成16年4月1日までの定員管理の適正化実績

市職員の枠組みに沿って適正化を図ってきました。

平成17年4月1日～平成22年4月1日までの定員管理の適正化目標、目標の具体的な内容

業務量の増減や介護保険制度改革の影響を受けての対応となりますが、マンパワーが必要とされる職種であることから、介護サービス水準を考慮しながら、慎重に適正化を進めます。

(2) 給与の適正化

これまで(平成11年度～平成16年度)の給与の適正化実績

・給料・手当の見直しについては、市職員の枠組みに沿って適正化を図ってきました。

今後(平成17年度～平成21年度)の給与の適正化目標、目標の具体的な内容

・技能労務職の給与の見直し(給料表の適正化)

・特殊勤務手当の見直し

(3) 定員管理、給与の適正化の公表状況

平成17年度の公表実績

定員・給与等の状況については、「仙北市人事行政の運営等の状況」として、市広報紙のほか、市政資料コーナーやホームページ上で市民等に公表しています。

今後の公表の具体的な内容

今後も、市民等が理解しやすいよう工夫を講じ、わかりやすい方法で公表するようさらに努めます。

経費節減等の財政効果

(経営改革の推進、定員管理・給与の適正化)

(1) 平成16年度末時点におけるこれまでの実績

清掃業務の民間委託

宿日直業務の民間委託

一部委託業務の一括発注

(2) 平成17年度から平成21年度までの5年間の経費節減等の目標

民間的手法の導入による事務事業経費削減

・給食業務の民間委託(平成18年度、効果額 2,000万円)